

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年12月28日

【会社名】 扶桑電通株式会社

【英訳名】 FUSO DENTSU CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 児玉 栄次

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都中央区築地五丁目4番18号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 児玉 栄次は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

### 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、会社の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価をしております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前事業年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、前事業年度の売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売上原価、売掛金、買掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点到拘わらず、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加することとしております。

### 3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

当社地方支店において、監査法人から長期売掛金残高が増加している特定取引先の仕掛在庫確認の際に差異指摘を受け、当該取引先に対する契約案件の調査を行なった結果、不適切な取引が行われていた事実が明らかになりました。

不適切な取引の事実関係、影響額及び責任の所在を明らかにするとともに、類似事象の有無の確認について、平成24年10月4日に社内調査チームを、平成24年10月23日に社外監査役（弁護士）を含めた社内調査委員会をそれぞれ設置し、平成18年10月1日から平成24年9月30日までの期間における不適切な取引及び会計処理について徹底した調査を行いました。その結果、当該支店において平成22年3月売上分より一部実態のない架空取引及び平成19年2月売上分よりマンション設備機器販売に関し手数料収入として純額で計上すべき取引（以下、「手数料取引」）を確認いたしました。また、類似取引の有無について調査した結果、平成21年2月売上分より一部営業所におけるネットワーク情報機器販売取引案件についても手数料取引と判定いたしました。

架空取引は取り消し処理を行い、また、手数料取引については、事業活動による売上高、売上原価の差額を手数料収入として計上するのが適切と考え、不適切取引が確認された過年度に遡り平成19年9月期以降の決算を訂正し、平成19年9月期から平成23年9月期までの有価証券報告書、平成19年9月期中間期から平成20年9月期中間期までの半期報告書及び平成21年9月期の第2四半期から平成24年9月期の第3四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

当社地方支店の架空取引については、特定の得意先と仕入先が関係した商流であり、当社担当者の関与はなかったものと判断しておりますが、直送による物品販売を装った取引を検出できなかったこと、さらに、企業規模にそぐわない売掛金残高が増大していたことから、受注時の商流確認と与信管理、取引の異常性に対するモニタリング体制及び仕掛品に対する実在性の検証に係る内部統制の不備と判断いたしました。また、当該地方支店並びに一部営業所における手数料取引については、商流把握が不十分であったことから、受注時の商流確認及び取引のモニタリング体制

に係る内部統制の不備と判断いたしました。

当事業年度末日までに重要な不備が是正されなかった理由は、受注時の不適切な取引に対する発見コントロール、与信管理及び取引の異常性に対するモニタリングが有効に整備されておらず、また、当該不適切な取引に対する調査を評価期間内に完了することができず、是正措置を講ずることができなかつたためであります。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、重要な不備を是正するために社内調査委員会からの提言を踏まえて以下の再発防止策を講じ、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

- 1．業務プロセスに係る内部統制の追加整備  
受注時の商流確認と与信管理体制の強化  
取引の異常性に対する分析及び調査体制の整備  
棚卸資産に対する実在性の検証体制の整備
- 2．内部統制の運用の徹底
- 3．モニタリング機能の強化
- 4．コンプライアンス意識の醸成・徹底

以上

#### 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

#### 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。